

第 1 2 回 青 梅 市 選 挙 管 理 委 員 会 会 議 録		
開 催 日 時	令和 6 年 1 0 月 1 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分	
場 所	市役所 6 階 6 0 1 会 議 室	
出 席 者	委員長 川 鍋 信 夫 委員 根 本 太 夫 同 山 下 秀 明 同 桑 原 顯 正	書記長 須 崎 満 書 記 山 崎 健 司
記 録 者	書 記 山 崎 健 司	
1 あいさつ 川鍋委員長		
2 報告事項 衆議院議員選挙（東京都第 2.5 区）立候補届出関係書類審査終了者 について 口頭説明のとおり		
3 議 事		
議案第 2.3 号 選挙人名簿登録者の決定について 原案どおり可決		
議案第 2.4 号 選挙人名簿登録者の抹消決定について 原案どおり可決		
議案第 2.5 号 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の 5.0 分の 1 および 3 分の 1 の数について 原案どおり可決		
議案第 2.6 号 市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する 者の総数の 6 分の 1 の数について 原案どおり可決		
議案第 2.7 号 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の執行につい て 原案どおり可決		
4 その他		
(1) 不在者投票施設における外部立会人について 以下のとおり選定		
・聖明園寿荘：川鍋委員長、御岳園：久保委員		

(2) 今後の衆院選日程について 別紙のとおり	
(3) 次回委員会開催日程について	
日 時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）午後 6 時 3 0 分	
会 場 市役所 6 階 選挙管理委員会事務室	
議 題 衆議院（小選挙区選出）議員選挙における候補者氏名等掲示順序決 定のくじについて	
(4) その他	
・投票所内は携帯鳴らないようにマナーモードにすること。	
・今回も市役所期日前投票所は BGM あり	
閉 会 日 時	令和 6 年 1 0 月 1 4 日 午 前 1 0 時 4 1 分

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長
および委員ここに署名する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫
委員 根 本 太 夫
委員 山 下 秀 明
委員 桑 原 顯 正

第 1 2 回青梅市選挙管理委員会日程

令和 6 年 1 0 月 1 4 日
午 前 1 0 時 0 0 分
市 役 所 6 階
6 0 1 会 議 室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 衆議院議員選挙（東京都第 2 5 区）立候補届出関係書類審査終了者について
- 3 議 事 議案第 2 3 号 選挙人名簿登録者の決定について
議案第 2 4 号 選挙人名簿登録者の抹消決定について
議案第 2 5 号 地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 および 3 分の 1 の数について
議案第 2 6 号 市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について
議案第 2 7 号 衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の執行について
- 4 そ の 他 (1) 不在者投票施設における外部立会人について
(2) 今後の衆院選日程について
(3) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）午後 6 時 3 0 分
会 場 市役所 6 階 選挙管理委員会事務室
議 題 衆議院（小選挙区選出）議員選挙における候補者氏名等掲示順序決定のくじについて
(4) その他

選挙人名簿登録者の決定について

令和 6 年 10 月 14 日現在で調製する選挙人名簿に青梅市 [REDACTED]
[REDACTED] 以下 596 人（男 339 人、女 257 人）を登録資格
があると認めるので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 3 項の規定により登録決定する。

令和 6 年 10 月 14 日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

3 **市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会**（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）**が定める日**（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）**現在**（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）**により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。**

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一とが同一の日となる場合には、行わない。

選挙人名簿登録者の抹消決定について

令和 6 年 10 月 14 日現在で、選挙人名簿に登録されている者で転出後 4 か月を経過した青梅市 [REDACTED] 以下 348 人（男 199 人、女 149 人）および令和 6 年 10 月 11 日までに死亡した青梅市 [REDACTED] 以下 247 人（男 129 人、女 118 人）を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により抹消決定する。

令和 6 年 10 月 14 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。

3 (省略)

(登録の抹消)

第二十八条 **市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。**この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項及び第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 および 3 分の 1 の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項、第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項、第 86 条第 4 項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりである。

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 2, 227 人 |
| 2 | 同 3 分の 1 の数 | 37, 109 人 |

令和 6 年 10 月 14 日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

諸請求に要する選挙権を有する者の数

根拠法令	条項	項 目	必要数
地方自治法	第 7 4 条第 5 項	条例の制定または改廃の請求とその処置	5 0 分の 1
	第 7 5 条第 5 項	監査の請求とその処置	
	第 7 6 条第 4 項	議会の解散の請求とその処置	3 分の 1
	第 8 0 条第 4 項	議員の解職の請求とその処置	
	第 8 1 条第 2 項	長の解職の請求とその処置	
	第 8 6 条第 4 項	役員の解職の請求とその処置 ※役員：副市長、選管委員、監査委員等	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第 8 条第 2 項	解職請求 ※教育長または教育委員	
市町村の合併の特例に関する法律	第 4 条第 1 項	合併協議会設置の請求 ※単独請求	5 0 分の 1
	第 5 条第 1 項	合併協議会設置の請求 ※同一請求	

市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数について

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項および第5条第15項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数は次のとおりである。

選挙権を有する者の総数の6分の1の数 18,555人

令和6年10月14日

提出者 青梅市選挙管理委員会

委員長 川 鍋 信 夫

○ 市町村の合併の特例に関する法律

(合併協議会設置の請求)

第四条 **選挙権を有する者**(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって**、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

2～4 (省略)

5 前項のすべての回答が**合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合には**、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ**議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。**この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

6～8 (省略)

9 第五項の規定による議会の審議により、**合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合**には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という。)以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**この場合において、合併請求市町村の長は、**当該請求を行った日から三日以内に、その旨を**合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、**選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**

12～20 (省略)

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。）の**選挙権を有する者は**、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、**その総数の五十分の一以上の者の連署をもって**、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、**合併協議会を置くよう請求することができる。**

2～4（省略）

6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二の二の二第一項の協議（以下この条において「**同一請求に基づく合併協議会設置協議**」という。）について、**議会にその意見を付して付議しなければならない。**

7～10（省略）同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

11 第六項の規定による議会の審議により、その**議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村**（以下この条において「**合併協議会設置協議否決市町村**」という。）の**長は**、基準日から十日以内に限り、**選挙管理委員会に対し**、同一請求に基づく合併協議会設置協議について**選挙人の投票に付するよう請求することができる。**この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、**当該請求を行った日から三日以内に**、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

12～14（省略）

15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、**選挙権を有する者は**、政令で定めるところにより、**その総数の六分の一以上の者の連署をもって**、その代表者から、**当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し**、同一請求に基づく**合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。**

16～33（省略）

議案第 27 号

衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の執行について

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における必要事項を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 14 日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(投票管理者)

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5～7 省略

(投票立会人)

第三十八条 **市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。**

2～5 省略

(投票所)

第三十九条 **投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。**

○ 公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 **市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。**

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

○ 公職選挙法

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない
と認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ
若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、こ
れをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、
直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票に
ついては、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日か
ら選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又
は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥^{じよく}にあるため歩行が困難であること
又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2～4 省略

5 第一項の規定により**期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。**

第三十七条第二項及び第六項	当該選挙の選挙権	選挙権
第三十八条第一項	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

(以下の表省略)

- 6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合に於ては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
第四十条第一項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。 二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合（午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。

(以下の表省略)